第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与の支給に関する規則）

別紙様式１号

扶　養　家　族　認　定　申　請　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　　名 | 申　請　者　氏　名 | 認　印 | * 摘　　　要
 |
|  |  |  |  |
| 家 族 氏 名 | 申請者と　の続　柄 | 生年月日 | 職 業 | 不具廃疾　の事　実 | 月収額 | 主として申請者の収入により生計を維持するものである事の証明。 |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |  |  |

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与の支給に関する規則）

別紙様式２号

扶　養　家　族　喪　失　届　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　　名 | 申　請　者　氏　名 | 認　印 | * 摘　　　要
 |
|  |  |  |  |
| 家 族 氏 名 | 申請者と　の続　柄 | 生年月日 | 職 業 | 喪　　失　　理　　由 |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |
|  |  | 　・　・ |  |  |

　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

○南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格

昇給等の基準に関する規則

平成19年1月12日

規　則　第　１　号

改正　平成20年04月18日規則第2号　　平成24年12月27日規則第2号

　平成27年03月31日規則第2号

　南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例施行規則（平成3年規則第1号）の全部を改正する。

　（趣旨）

第１条　この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 職員　一般職の職員で条例に定める各給料表の適用を受ける者をいう。
2. 昇格　職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
3. 降格　職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
4. 経験年数　職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。
5. 必要経験年数　職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
6. 在級年数　職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。
7. 必要在級年数　職員が昇格する場合に必要な在級年数をいう。

　（職務の級の標準的な職務の内容）

第３条　条例第3条第2項の規定に基づく職員の職務の区分とその内容は、別表第1に定める級別標準職務表のとおりとする。

　（級別資格基準表）

第４条　職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）のとおりとする。

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

第５条　級別資格基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄区分及び学歴免許欄に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要な在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

２　級別資格基準表の学歴免許欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとする。

３　前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許欄の適用については、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

　（経験年数の起算及び換算）

第６条　級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以降の経験年数による。

２　級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

　（新たに職員となった者の職務の級）

第７条　新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。ただし、他の職員との均衡上必要があると認める場合は、同表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

　（新たに職員となった者の号俸の決定）

第８条　条例第4条第2項に基づく者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸のうち、その者の資格に応じて別表第4に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に掲げる号俸とする。

２　職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸は、前項の規定にかかわらず、次条又は第10条に定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、それより上位の号俸とすることができる。

　（学歴免許等の資格による号俸の調整）

　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

第９条　職員に適用される初任給基準表の学歴免許欄の学歴資格に対して修学年数を調整し加える年数がある学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸を持って、同欄の号俸とすることができる。

　（経験年数を有する者の号俸）

第１０条　新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち経験年数を有する者の号俸は、その者の学歴免許等の資格に応じた初任給基準表に掲げる号俸（前条の規定による号俸も含む。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第1号、第2号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されているものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって組合長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して組合長又はその委任を受けた者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除した数（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

1. 初任給基準表の学歴免許欄に掲げる学歴免許等の資格を取得した時以降の経験年数を有する者
2. 採用時の職務の級を初任給基準表に定める職務の級によらず、級別資格基準表の必要経験年数を基準として決定された職員については、その職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

２　前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取り扱いについては、第6条の規定を準用する。

　（人事交流等により異動した場合の号俸）

第１１条　次の各号に掲げる者から引き続いて職員となった者の号俸の決定について前条の規定による場合は著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、その者の号俸を決定することができる。

1. 給料表の適用を受けない組合職員
2. 国又は他の地方公共団体の職員
3. 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者
4. 組合長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

　（昇格）

第１２条　職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

２　勤務成績が特に良好であるときは、同表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

３　前項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことはできない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を昇格させる必要があると認められる場合にあって組合長の承認を得たときは、この限りではない。

　（上位資格の取得による昇格）

第１３条　職員が第6条第2項に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴資格よりも上位の区分に属する学歴資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

　（昇格の場合の号俸）

第１４条　職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸の対応する別表第5に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

２　前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　第13条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

４　降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前3項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ号俸（同じ額の号俸がないときは、直近上位の号俸）とする。ただし、特別の事情によりこれによ

　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

り難い場合は、別段の取扱いをすることができる。

　（降格の場合の号俸）

第１５条　職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の号俸）とする。

２　職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ組合長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。

　（給料表の適用を異にする異動）

第１６条　職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸の決定は、次の各号に定めるところによる。

1. 異動後の給料表における職務の級は、級別資格基準表により、その資格に応じて決定する。
2. 異動後の号俸は、当該職員が新たに職員となったときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとみなし、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給の規定を適用して再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号俸とする。

　（昇給日及び評価終了日）

第１７条　条例第4条第3項の規則で定める日は、第19条又は第20条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、同項における同日前1年間とは、昇給日前の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間とする。

（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由）

第１７条の２　前条の場合において、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして組合長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

　（昇給区分及び昇給の号俸数）

第１８条　職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号、第2号、第4号

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

　又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、組合長の定めるところにより行うものとする。

1. 勤務成績が極めて良好である職員　Ａ
2. 勤務成績が特に良好である職員　Ｂ
3. 勤務成績が良好である職員　Ｃ
4. 勤務成績がやや良好でない職員　Ｄ
5. 勤務成績が良好でない職員　Ｅ

２　前項の場合において、同項第4号又は第5号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、組合長の定めるところにより、同項第4号に掲げる職員にあってはＣの昇給区分に、同項第5号に掲げる職員にあってはＣ又はＤの昇給区分に決定することができる。

３　次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

1. 組合長の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第1項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。)　Ｄ

(2)　組合長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員　Ｅ

４　前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、組合長の定めるところにより、当該昇給区分より上位の昇給区分(Ａ及びＢの昇給区分を除く。)に決定することができる。

５　条例第4条第3項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第6に定める昇給号俸数表(次項において「昇給号俸数表」という。)に定める号俸数とする。

６　前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して昇給号俸数表のＣ欄に定める号俸数以下の号俸数とする。ただし、その者の昇給について、当該号俸数とすることが不適当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

７　前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第13条、第14条第3項若しくは第16条の規定により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号俸数に相当する数(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号俸を決定された者にあっては、組合長の定める数)に、その者の新たに職員となった日又は当該号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(組合長の定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号俸数を超えない範囲内で組合長の定める号俸数)とする。

８　前3項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

９　第5項から第7項までの規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第5項から第7項までの規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

　（研修、表彰等による昇給）

第１９条　勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、条例第4条第3項の規定による昇給をさせることができる。

1. 研修に参加し、その成績が特に良好な場合　成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
2. 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は特殊な施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合　表

彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

1. 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合　退職の日

　（特別な場合の昇給）

第２０条　勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、条例第4条第3項の規定による昇給をさせることができる。

　（最高号俸を受ける職員についての適用除外）

第２１条　第17条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

適用しない。

（復職時における給料月額の調整等）

第２２条　休職した職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第7に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

　（俸給の訂正）

第２３条　職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合は、その訂正を将来に向かって行うことができる。

　（この規則により難い場合の措置）

第２４条　特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、組合長が別に定めるところによる。

　　　附　則

　（施行期日等）

１　この規則は、平成18年4月1日から適用する。

　（経過措置）

２　南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号。以下「改正条例」という。）附則第2項から第4項の規定により平成18年4月1日（以下「切替日」という。）におけるその職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間をその者の当該規則により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

1. 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職給料表の4級であり係長、又は主査、主任の職務にあった者　その職務に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
2. 前号に掲げる職員以外の職員　旧級に切替日の前日まで引き続き在職してい

　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

た期間

　（切替日における昇格の特例）

３　改正条例附則第3項の規定により、切替日に行政職給料表（一）3級に決定される職員のうち、この規則による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例施行規則（平成3年規則第1号。以下「改正前の規則」という。）別表第1行政職給料表（一）標準職務表及び昇格基準の4級の項に規定する特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務及び、特に高度な技能又は経験を必要とする技能職員の職務にある者は、新規則別表第1行政職給料表（一）級別標準職務表の3級に規定する1　係長、主査又は2　主任の職務にある者とみなす。

４　前項でみなした者に関しては、新規則別表第2においての在級年数には算入しない。

　（平成19年1月1日における職員の号俸数等）

５　平成19年1月1日において、職員を条例第4条第3項の規定による昇給（同規則第19条又は第20条に定めるところによるものを除く。）をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数（同項において「基準号俸数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった職員又は切替日後に同規則第13条第3項の規定により号俸を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（組合長が定める職員にあっては、組合長の定める号俸数）とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

1. この項の規定による号俸数が零となる職員
2. 条例第4条第5項の規定を受ける職員で次項第2号又は第3号に掲げる職員に該当するもの
3. 次項第3号に掲げる職員（条例第4条第5項の規定の適用を受けるものを除く。）で組合長が昇給されることが適当でないと認めるもの

６　職員の基準号俸数は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

1. 勤務成績が特に良好である職員　8号俸以上（条例第4条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、4号俸以上）
2. 勤務成績が良好である職員　4号俸

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に

関する規則）

1. 勤務成績が良好であると認められない職員　3号俸以下

７　組合長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該機関の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上に日数を勤務していない職員その他組合長の定める職員については、前項第3号に掲げる職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

８　附則第5項の規定による昇給の号俸数が平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸（同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

　　　附　則（平成20年4月18日規則第2号）

　この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成24年12月27日規則第2号）

　この規則は、平成25年1月1日から施行する。